

平成 28 年 8 月 2 日

会員病院 各位

一般社団法人 日本病院会

日本病院会会員への情報提供について

貴院におかれましては益々ご清栄のことと拝察申しあげます。

日頃より、日本病院会の事業には何かとご理解・ご協力を賜りまして、厚くお礼申しあげます。

この度、内閣府個人情報保護委員会より下記の情報提供がありましたので、お知らせいたします。

この情報提供により、会員の皆様の病院運営、地域の活動等にご活用いただければ幸いです。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申しあげます。

記

今回は、下記についてお知らせいたします。

【 内 容 】 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び

「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について

【パブコメ URL】

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

以上

個人情報の保護に関する法律施行令改正案の骨子（案）

個人情報保護委員会事務局

1. 個人識別符号

個人識別符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
 - (ア) DNAを構成する塩基の配列
 - (イ) 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - (ウ) 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - (エ) 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - (オ) 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - (カ) 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - (キ) 指紋又は掌紋
- (2) 旅券の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号
- (3) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
- (4) 上記(1)～(3)に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

2. 要配慮個人情報

- (1) 要配慮個人情報に加えるものは、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等を含む個人情報とする。
 - (ア) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
 - (イ) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた

健康診断その他の検査の結果

- (ウ) 健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (エ) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (オ) 本人を非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(2) 要配慮個人情報に本人の同意なく取得することができる場合に加えるものは、次に掲げる場合とする。

- (ア) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (イ) 委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき。

3. 個人情報データベース等から除外されるもの

個人情報データベース等の定義から除外されるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、その発行が個人情報保護法に違反して行われたものでないこと。
- (2) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
- (3) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

4. 個人情報取扱事業者から除外される者

政令で定める者を個人情報取扱事業者から除くこととしていた法の規定が削除されたことに伴い、個人情報取扱事業者から除かれる者をその事業の用に供する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が五千を超えない者としていた施行令の規定を削除する。

5. 匿名加工情報データベース等の定義

匿名加工情報データベース等は、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

6. 事業所管大臣への権限の委任等

(1) 政令で定める事情

個人情報保護委員会から事業所管大臣へ権限の委任ができることとなる事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

- (ア) 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。
- (イ) 上記(ア)のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

(2) 事業所管大臣への権限の委任に関する手続

- (ア) 個人情報保護委員会は、権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。
- (イ) 個人情報保護委員会は、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。
- (ウ) 個人情報保護委員会は、権限を委任しようとするときは、委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(3) 権限行使の結果報告

(ア) 事業所管大臣の権限行使の結果報告は、上記(2)(ア)の期間の範囲内で個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに(個人情報取扱事業者等に個人情報保護法に違反する行為があると認めたときは、直ちに)、その間の権限の行使の結果について次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。

- ① 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判明した事実
 - ② その他参考となるべき事項
- (イ) 個人情報保護委員会は、上記(ア)の報告の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

(4) 地方支分部局の長等への権限の委任

- (ア) 事業所管大臣は、委任された権限及び結果報告の権限を外局の庁の長等に委任することができる。
- (イ) 事業所管大臣及び外局の庁の長等は、委任された権限を地方支分部局の長等に委任することができる。
- (ウ) 事業所管大臣及び外局の庁の長等は、上記（ア）又は（イ）の委任をしようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(5) 地方公共団体の長等が処理する事務

- (ア) 報告徴収及び立入検査の事務は、事業所管大臣又は金融庁長官（注）に権限が委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であって当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長等が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。
- (イ) 上記（ア）は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら当該事務を行うことを妨げない。
- (ウ) 報告徴収又は立入検査の事務を行った地方公共団体の長等は、上記（3）（ア）の期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に個人情報保護法に違反する行為があると認めるときは、直ちに）、その間に行った当該事務の結果について上記（3）（ア）①及び②の事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

（注）改正個人情報保護法第 44 条第 4 項の規定により、内閣総理大臣から権限が委任されている。

以上

○個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">（個人識別符号）</p> <p>第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの</p> <p>イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列</p> <p>ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によつて定まる容貌</p> <p>ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様</p> <p>ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化</p> <p>ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様</p> <p>ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によつて定まるその静脈の形状</p> <p>ト 指紋又は掌紋</p> <p>二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号</p> <p>三 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号</p> <p>四 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号</p> | <p style="text-align: center;">（新設）</p> |

- 五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
- 六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号
- 七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
 - イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第二項の被保険者証
 - ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証
 - ハ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証
- 八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

- 第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。
- 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
 - 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
 - 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

（新設）

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報データベース等）

第三条 法第二条第四項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであつて、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

二 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

三 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

2 法第二条第四項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（削除）

（個人情報データベース等）

（新設）

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（個人情報取扱事業者から除外される者）

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によつて識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であつて、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によつ

(保有個人データから除外されるもの)

第四条 法第二条第七項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(保有個人データから除外されるものの消去までの期間)

第五条 法第二条第七項の政令で定める期間は、六月とする。

(匿名加工情報データベース等)

第六条 法第二条第十項の政令で定めるものは、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合)

第七条 法第十七条第二項第六号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

て識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの

イ 氏名

ロ 住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又

は居所の所在の場所を示す表示を含む。)

ハ 電話番号

二 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

(保有個人データから除外されるもの)

第三条 法第二条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(保有個人データから除外されるものの消去までの期間)

第四条 法第二条第五項の政令で定める期間は、六月とする。

(新設)

(新設)

二 法第二十三条第五項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(保有個人データの適正な取扱いの確保に關し必要な事項)

第八条 法第二十七条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法)

第九条 法第二十八条第二項の政令で定める方法は、書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法)とする。

(開示等の請求等を受け付ける方法)

第十条 法第三十二条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 開示等の請求等の申出先

二 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。第十条第一項及び第二十一条第三項において同じ。)の様式その他の開示等の請求等の方式

三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることとの確認の方法

四 法第三十三条第一項の手数料の徴収方法

(開示等の請求等をするのできる代理人)

第十一条 法第三十二条第三項の規定により開示等の請求等をするのできる代理人は、次に掲げる代理人とする。

一 (略)

二 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

(保有個人データの適正な取扱いの確保に關し必要な事項)

第五条 法第二十四条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法)

第六条 法第二十五条第一項の政令で定める方法は、書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法)とする。

(開示等の求めを受け付ける方法)

第七条 法第二十九条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることとの確認の方法

四 法第三十条第一項の手数料の徴収方法

(開示等の求めをするのできる代理人)

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをするのできる代理人は、次に掲げる代理人とする。

一 (略)

二 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人

(法第四十四条第一項の政令で定める事情)

第十二条 法第四十四条第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

- 一 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。
- 二 前号のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

(事業所管大臣への権限の委任)

第十三条 個人情報保護委員会は、法第四十四条第一項の規定により、法第四十条第一項の規定による権限を委任する場合には、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

3 個人情報保護委員会は、第一項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(権限行使の結果の報告)

第十四条 法第四十四条第二項の規定による報告は、前条第一項の期間の範囲内で個人情報保護委員会が定める期間を経過することにより(個人情報取扱事業者等に法第四章第一節又は第二節の規定に違反する行為があると認めるときは、直ちに)、その間の権限の行使の結果について次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。

- 一 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判

(新設)

(新設)

(新設)

明した事実

- 2| その他参考となるべき事項
個人情報保護委員会は、前項の規定により報告の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

(地方支分部局の長等への権限の委任)

- 第十五条 事業所管大臣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項の庁の長（金融庁長官を除く。以下この条において同じ。））、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に法第四十四条第一項の規定により委任された権限及び同条第二項の規定による権限を委任することができる。

- 2| 事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第四十四条第一項の規定により委任された権限（当該場合にあつては、前項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除く。））を委任することができる。

- 3| 警察庁長官は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限（法第四十四条第二項の規定による権限を除く。）を委任することができる。

- 4| 事業所管大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(新設)

(証券取引等監視委員会への権限の委任等)

第十六条 金融庁長官は、法第四十四条第四項の規定により委任された権限(同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。)を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。

(財務局長等への権限の委任)

第十七条 金融庁長官は、法第四十四条第四項の規定により委任された権限(同条第二項の規定による権限及び同条第五項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限を除く。)を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所又は事業所(次項及び次条第一項において「主たる事務所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等以外の事務所、事業所その他その事業を行う場所(以下この項及び次条第二項において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

第十八条 証券取引等監視委員会は、法第四十四条第五項の規定により委

(新設)

(新設)

(新設)

任された権限を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の従たる事務所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（認定個人情報保護団体の認定の申請）

第十九条 法第四十七条第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

一・二 （略）

三 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 （略）

二 認定を受けようとする者が法第四十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面

三〇九 （略）

3 認定個人情報保護団体は、第一項各号に掲げる事項又は前項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨（同項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。）を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（認定業務の廃止の届出）

第二十条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出

（認定個人情報保護団体の認定の申請）

第九条 法第三十七条第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。

一・二 （略）

三 認定の申請に係る業務の概要

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 （略）

二 認定を受けようとする者が法第三十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面

三〇九 （略）

3 認定個人情報保護団体は、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は前項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨（同項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。）を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（認定業務の廃止の届出）

第十条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書

書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第五十二条第一項の申出の受付を終了しようとする日
- 三・四 (略)

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第二十一条 法第四十条第一項に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務(以下この条において「検査等事務」という。)は、当該権限が法第四十四条第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第四項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であつて当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

(削除)

2| 前項の規定は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら検査等事務を行うことを妨げない。

3| 第一項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第十四条第一項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに(個人情報取扱事業者等に法第四章第一節又は第二節の規定に違反する行為があると認めるときは、直ちに)、その間に行つた検査等事務

を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第四十二条第一項の申出の受付を終了しようとする日
- 三・四 (略)

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第十一条 法第三十二条から第三十四条までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、個人情報取扱事業者が行う事業であつて当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、法第三十二条及び第三十三条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2| 法第三十七条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、認定個人情報保護団体(法第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。)であつてその設立の許可又は認可に係る主務大臣の権限に属する事務が他の法令の規定により地方公共団体の長等が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。

3| 第一項の規定は、主務大臣が自ら同項に規定する事務を行うことを妨げない。

4| 第一項の規定により同項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行った地方公共団体の長等は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

の結果について同項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

4 第一項の規定により地方公共団体の長等が検査等事務を行う場合においては、当該検査等事務に係る個人情報保護委員会に関する法第四十条の規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

(削除)

5 第一項及び第二項に規定する場合においては、法及びこの政令中これらの規定に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

(権限又は事務の委任)

第十二条 主務大臣は、法第六十八条の規定により、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

2 主務大臣（前項の規定によりその権限又は事務が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長）は、法第六十八条の規定により、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

3 警察庁長官は、法第六十八条の規定により、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限又は事務を委任することができる。

(削除)

4 | 主務大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法
第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限又は
事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権
限又は事務及び委任の効力の発生する日を公示しなければならない。

(主務大臣による権限の行使)

第十三条 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いについて、法第三
十六条第一項の規定による主務大臣が二以上あるときは、法第三十二条
及び第三十三条に規定する主務大臣の権限は、各主務大臣がそれぞれ単
独に行使することを妨げない。

2 | 前項の規定によりその権限を単独に行使した主務大臣は、速やかに、
その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

個人情報保護に関する法律施行規則案の骨子（案）

個人情報保護委員会事務局

1. 個人識別符号

- (1) 身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号のうち個人識別符号に該当するものの基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。
- (2) 個人識別符号に加えるものは、次に掲げるものとする。
 - (ア) 国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
 - (イ) 後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号
 - (ウ) 健康保険の被保険者証等の記号、番号及び保険者番号、公務員共済組合の組合員証等の記号、番号及び保険者番号、雇用保険被保険者証の被保険者番号並びに特別永住者証明書の番号 等

2. 要配慮個人情報

- (1) 要配慮個人情報と位置付けられる心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。
 - (ア) 身体障害者福祉法における身体上の障害
 - (イ) 知的障害者福祉法における知的障害
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における精神障害
 - (エ) 治療方法が確立していない疾病等による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 要配慮個人情報が次に掲げる者により公開されている場合にも、当該要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができることとする。
 - (ア) 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
 - (イ) 外国において報道機関、著述を業として行う者、学術研究を目的とする機関、宗教団体又は政治団体に相当する者

3. オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る届出等

- (1) オプトアウト手続による個人データの提供に際しての事前の通知又は容易に

知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする（注1）。
なお、通知又は容易に知り得る状態に置いた事項を変更する場合も同様とする。

（ア）本人が提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

（イ）本人が第三者に提供される個人データの項目等の法定事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

（注1）施行日前に通知する場合についても同様とする。

（2）オプトアウト手続による個人データの提供に際しての個人情報保護委員会への事前の届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。なお、届け出た事項を変更する場合も同様とする。

（ア）個人情報保護委員会が別途定めるところにより、情報処理システムを使用する方法（注2）

（イ）届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録したCD-R等を提出する方法

（注2）施行日前に届出を行う場合及び個人情報保護委員会が（ア）について別途定めるまでの間については、（イ）の方法によるものとする。

（3）代理人によって上記（2）の届出を行う場合には、代理権限を証する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を提出しなければならない。

（4）外国にある個人情報取扱事業者は、オプトアウト手続による個人データの提供に際しての個人情報保護委員会への事前の届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めるとともに、当該届出と同時に、代理権限を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（5）個人情報保護委員会による上記（2）の届出に係る事項の公表は、届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（6）個人情報取扱事業者は、上記（5）の公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第三者に提供される個人データの項目等の法定事項（変更があったときは、変更後の事項）を公表するものとする。

4. 外国の第三者が国内の第三者と同様に個人データの提供を受けるために整備すべき体制の基準

個人データの提供を受ける外国の第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (2) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

5. 第三者提供に係る記録の作成等

(1) 個人データを第三者に提供したときの記録の作成方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

(2) 上記(1)の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに、作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供(オプトアウト手続による提供を除く。)したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

(3) 上記(2)にかかわらず、本人の同意を得て本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に(4)に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代えることができる。

(4) 個人データを第三者に提供したときの記録事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(ア) オプトアウト手続により個人データを第三者に提供した場合

- ① 当該個人データを提供した年月日
- ② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項
(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
- ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ④ 当該個人データの項目

(イ) 個人データを本人の同意を得て第三者に提供した場合

- ① 本人の同意を得ている旨
- ② 上記(ア)②～④の事項

(5) 上記(4)(ア)及び(イ)の事項のうち、既に上記(1)～(3)の方法により作成した記録(保存している場合に限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる(注3)。

(注3) 施行日前に上記(1)～(3)の方法に相当する方法で記録を作成しているものについても同様とする。

(6) 個人データを第三者に提供したときの記録の保存期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

| 場合 | 保存期間 |
|----------------------------|---|
| (ア) 上記(3)により記録を作成した場合 | 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間 |
| (イ) 上記(2)のただし書により記録を作成した場合 | 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間 |
| (ウ) 上記(ア)(イ)以外の場合 | 3年 |

6. 第三者提供を受ける際の確認等

(1) 第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行う方法は、確認を行う事項の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

| 事項 | 確認方法 |
|---------------------------|---|
| (ア) 当該第三者の氏名及び住所等 | 当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法 |
| (イ) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯 | 当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法 |

(2) 上記(1)にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に上記(1)の方法による確認(記録を作成・保存している場合に限る。)を行っている事項の確認の方法は、当該事項の内容と当該提供に係る上記(1)(ア)及び(イ)の事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする(注4)。

(注4) 施行日前に上記(1)の方法に相当する方法で確認を行っているものについても同様とする。

(3) 第三者から個人データの提供を受けた際の確認を行ったときの記録を作成す

る方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

(4) 上記(3)の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供(オプトアウト手続による提供を除く。)を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

(5) 上記(4)にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において(オプトアウト手続による提供を除く。)、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に(6)に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代えることができる。

(6) 第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行ったときの記録事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(ア) 個人情報取扱事業者がオプトアウト手続による個人データの提供を受けた場合

- ① 個人データの提供を受けた年月日
- ② 上記(1)(ア)及び(イ)の事項
- ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ④ 当該個人データの項目
- ⑤ 上記3.(5)の個人情報保護委員会による公表がされている旨

(イ) 本人の同意を得た個人データの提供を個人情報取扱事業者が受けた場合

- ① 本人の同意を得ている旨
- ② 上記(ア)②～④の事項

(ウ) 第三者(個人情報取扱事業者に該当する者を除く。)から提供を受けた場合

- ① 上記(ア)②～④の事項

(7) 上記(6)に定める事項のうち、既に上記(3)～(5)に規定する方法により作成した記録(保存している場合に限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる(注5)。

(注5) 施行日前に上記(3)～(5)に規定する方法に相当する方法で記録を作成しているものについても同様とする。

(8) 第三者から個人データの提供を受けた際の確認を行ったときの記録の保存期

間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

| 場合 | 保存期間 |
|----------------------------|---|
| (ア) 上記(5)により記録を作成した場合 | 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間 |
| (イ) 上記(4)のただし書により記録を作成した場合 | 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間 |
| (ウ) 上記(ア)(イ)以外の場合 | 3年 |

7. 匿名加工情報

(1) 匿名加工情報の作成の方法に関する基準は、次のとおりとする。

(ア) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(イ) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(ウ) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

(エ) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(オ) 上記(ア)～(エ)の措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(2) 加工の方法に関する情報等に係る安全管理措置の基準は、次のとおりとする。

(ア) 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(イ) 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加

工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(ウ) 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を作成したときの公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。なお、委託を受けて匿名加工情報を作成したときの公表は、委託元の個人情報取扱事業者が行うこととし、この場合においては、当該公表をもって受託者が公表したものとみなすこととする。

(4) 匿名加工情報を第三者に提供するときの公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(5) 匿名加工情報を第三者に提供するときの明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

8. 個人情報保護指針の届出等

(1) 認定個人情報保護団体は、個人情報保護指針の届出を行おうとするときは、届出書に個人情報保護指針の写しを添えて、個人情報保護委員会に提出しなければならない。

(2) 個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(3) 認定個人情報保護団体は、上記(2)の公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により個人情報保護指針を公表するものとする。

以上

○個人情報保護委員会規則第 号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、個人情報の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十八年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

個人情報の保護に関する法律施行規則

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第二条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法

により電子計算機の用に供するために変換することとする。

（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第三条 令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 令第一条第七号イに掲げる証明書 同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号

二 令第一条第七号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第四条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第四十七条第二項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

二 健康保険法施行規則第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

三 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第三十五条第一項の被保険者証の記号、番号及び
保険者番号

四 船員保険法施行規則第四十一条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国
政府の発行したものを除く。）の番号

六 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

七 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の七の加入者証の加入者
番号

八 私立学校教職員共済法施行規則第三条第一項の加入者被扶養者証の加入者番号

九 私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項の高齢受給者証の加入者番号

十 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第七条の四第一項に規定する高齢受給
者証の記号、番号及び保険者番号

十一 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十九条の組合員証の記号、

番号及び保険者番号

十二 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十三 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十四 国家公務員共済組合法施行規則第二百二十七条の二第一項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十五 地方公務員等共済組合法規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号

十六 地方公務員等共済組合法規程第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十七 地方公務員等共済組合法規程第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十八 地方公務員等共済組合法規程第一百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十九 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

二十 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

（要配慮個人情報）

第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達

障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、前号に掲げる

ものを除く。）

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

（法第十七条第二項第五号の個人情報保護委員会規則で定める者）

第六条 法第十七条第二項第五号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
- 二 外国において法第七十六条第一項各号に掲げる者に相当する者

(第三者提供に係る事前の通知等)

第七条 法第二十三条第二項又は第三項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるるところにより、行うものとする。

- 一 第三者に提供される個人データによって識別される本人(次号において「本人」という。)が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

二 本人が法第二十三条第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

2 法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電

子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
）を使用する方法

二 別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法

3 個人情報取扱事業者が、代理人によって法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第二によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（外国にある個人情報取扱事業者の代理人）

第八条 外国にある個人情報取扱事業者は、法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、

当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表）

第九条 法第二十三条第四項の規定による公表は、同条第二項又は第三項の規定による届出があつた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表）

第十条 個人情報取扱事業者は、法第二十三条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第二項に掲げる事項（同項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表するものとする。

（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

第十一条 法第二十四条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(第三者提供に係る記録の作成)

第十二条 法第二十五条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第二十五条第一項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条及び第十五条から第十七条までにおいて同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十五条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供に係る記録事項)

第十三条 法第二十五条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項
- イ 当該個人データを提供した年月日
- ロ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

二 当該個人データの項目

二 法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及び

ロに掲げる事項

イ 法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十五条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第二十五条第一項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供に係る記録の保存期間）

第十四条 法第二十五条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第十二条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間

二 第十二条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

三 前二号以外の場合 三年

(第三者提供を受ける際の確認)

第十五条 法第二十六条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 法第二十六条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項で規定する方法による確認(当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成)

第十六条 法第二十六条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第二十六条第三項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供(法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。)を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十六条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供を受ける際の記録事項)

第十七条 法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 個人情報取扱事業者が法第二十三条第二項の規定により個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

イ 個人データの提供を受けた年月日

ロ 法第二十六条第一項各号に掲げる事項

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

ホ 法第二十三条第四項の規定により公表されている旨

二 個人情報取扱事業者が法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定による個人データの提供を受けた

場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

三 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第一号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法二十六条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法二十六条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供を受ける際の記録の保存期間）

第十八条 法二十六条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第十六条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間

二 第十六条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

三 前二号以外の場合 三年

(匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第十九条 法第三十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む)。

四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(加工方法等情報に係る安全管理措置の基準)

第二十条 法第三十六条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第三十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために

必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表)

第二十一条 法第三十六条第三項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 個人情報取扱事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該個人情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなす。

(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第二十二条 法第三十六条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第三十六条第四項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第二十三条 前条第一項の規定は、法第三十七条の規定による公表について準用する。

2 前条第二項の規定は、法第三十七条の規定による明示について準用する。

(個人情報保護指針の届出)

第二十四条 法第五十三条第二項の規定による届出は、別記様式第三による届出書によるものとする。

(個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表)

第二十五条 法第五十三条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(認定個人情報保護団体による個人情報保護指針の公表)

第二十六条 認定個人情報保護団体は、法第五十三条第三項の規定による公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第二項の規定により届け出た個人情報保護指針を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第七条の規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(第三者提供の事前の届出に関する特例)

第二条 法第二十三条第二項の規定による届出は、第七条第二項の規定にかかわらず、同項第一号の規定により個人情報保護委員会が定めるまでの間は、別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出して行うものとする。

2 代理人によって前項の規定による届出を行う場合には、前項の届出書に別記様式第二によるその権限を証する書面を添付しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第三条 第十三条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十二条に規定する方法に相当する方法で記録

(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第十三条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置)

第四条 法第二十六条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に第十五条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について第十六条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、第十五条第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)

第五条 第十七条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十六条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第十七条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定す

る方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(改正法附則第二条の規定による通知の方法)

第六条 第七条第一項の規定(通知に関する部分に限る。)は、改正法附則第二条の規定による通知について準用する。

(改正法附則第二条の規定による届出の方法)

第七条 改正法附則第二条の規定による届出は、別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出して行うものとする。

2 個人情報取扱事業者が、代理人によって改正法附則第二条の規定による届出を行う場合には、前項の届出書に別記様式第二によるその権限を証する書面を添付して個人情報保護委員会に提出しなければならない。

別記様式第一（第七条第二項、附則第二条第一項及び附則第七条第一項関係）

| | |
|------|-------|
| 届出日 | 年 月 日 |
| 届出番号 | |

届出書

（個人情報保護に関する法律（第23条第2項・第23条第3項）・個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第2条）の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称 印
住所又は居所

1. 届出をする個人情報取扱事業者（以下「届出者」という。）の概要

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 新規又は変更の別 | 1. 新規 2. 変更（元の届出番号： ） | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人又は法人等の別 | 1. 個人 2. 法人等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 届出者の氏名 又は名称 | （フリガナ） ----- | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人番号（13桁） | <table border="1" style="width:100%; height:20px;"> <tr> <td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 届出者の住所 又は居所 | 都道 市区 府県 町村 電話 （ ） | | | | | | | | | | | | | | |
| 代表者の氏名 （届出者が法人等の 場合に限る。） | （フリガナ） ----- | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務連絡者の氏名 （代表者と同じ場合 には記載は省略可） | （フリガナ） ----- | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|----------------------|
| | 電話 () E-mail |
|--|----------------------|

2. 届出項目

(1) 本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(内に印を付けること。)

(2) 第三者への提供を利用目的としていること。

(3) 第三者に提供される個人データの項目

(4) 第三者への提供の方法

(5) 本人の求めを受け付ける方法 (該当するもの全ての内に印を付けること)

- 郵送 (宛先: _____)
- 受付窓口 (住所: _____)
- 電話 (番号: _____)
- WEB (URL: _____)
- その他 (_____)

3. 本届出書に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

【 年 月 日】

4. 個人情報保護委員会による公表に関する希望 (いずれかのに印を付けること。)

- 希望なし
- 次の理由により、【 年 月 日】以後の公表を希望
(公表日を指定する理由: _____)

5. 本届出書に係る個人データの第三者への提供が、法令等に抵触するものではないこと。

(内に印を付けること。)

6. 添付書類 (内に印を付けること。)

- 委任状 (代理人により届出を行う場合に限る。)

記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3. 「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第 5 項に規定する「個人番号」を記載しないこと。
4. 「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。
5. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。
6. 2.（2）の欄には、個人情報の保護に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、本人に通知し、若しくは公表した利用目的又は同条第 2 項の規定により、本人に対して明示した利用目的の該当箇所を記載すること。
7. 5 の「法令等」には個人情報の保護に関する法律も含まれる。例えば要配慮個人情報を同法第 23 条第 2 項の規定により第三者に提供することはできない。
8. 本届出書には届出者により記名押印又は署名をすること。
9. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第二（第七条第三項、附則第二条第二項及び附則第七条第二項関係）

委任状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先（部署名）

上記の者を代理人とし、（個人情報の保護に関する法律（第 23 条第 2 項・第 23 条第 3 項）・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）附則第 2 条）の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

委任者所在地又は住所

委任者名称又は氏名

印

委任者連絡先（部署名）

別記様式第三（第二十四条関係）

| | |
|------|-------|
| 届出日 | 年 月 日 |
| 届出番号 | |

届出書

個人情報の保護に関する法律第 53 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

団体の氏名又は名称 印
住所又は居所

1. 届出をする認定個人情報保護団体（以下「団体」という。）の概要

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--------|--|--|--|--|--|----|--|--|--|--------|--------|--|
| 団体の名称 | (フリガナ) | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 法人番号（13桁） | | | | | | | | | | | | | |
| 団体の住所 | 都道 | | | | | | 市区 | | | | | | |
| | 府県 | | | | | | 町村 | | | | | | |
| 団体の住所 | 電話 () | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 代表者の氏名 | (フリガナ) | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 印 | |
| 事務連絡者の氏名 (代表者と同じ場合には記載は省略可) | (フリガナ) | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 電話 () | |
| | | | | | | | | | | | E-mail | | |

2. 届け出る個人情報保護指針に係る事項

(1) 新規又は変更の別（いずれかの□に印を付けること。）

新規 変更

(2) 個人情報保護指針を（作成・変更）した日

年 月 日

(3) 個人情報保護指針の施行日（予定を含む）

年 月 日

(4) 匿名加工情報に関する事項の有無（いずれかの□に印を付けること。）

有 無

(5) 変更した場合の変更内容及び変更の理由

| |
|--|
| |
|--|

(6) 消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見聴取の有無（いずれかの□に印を付けること。）

有 無

(7) 意見聴取の方法及び経過の概要（(6)で「有」を選択した場合）

| |
|--|
| |
|--|

3. 個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表に関する希望

（いずれかの□に印を付けること。）

希望なし

次の理由により、【 年 月 日】以後の公表を希望

（理由： ）

4. 添付書類（□内に、印を付けること）

個人情報保護指針（必須）

その他（ ）

記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3. 「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第 5 項に規定する「個人番号」を記載しないこと。
4. 法人番号を記載した場合は、団体の住所欄の記載を省略することができる。ただし、法人番号公表サイトにおいて公表されている所在地と異なるときは記載すること。
5. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。
6. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

個人識別符号及び要配慮個人情報の定義規定(案)一覧

| | 法律 | 政令(骨子案) | 委員会規則(骨子案) | 備考 |
|----------------|--|---|--|---|
| 個人 識別 符号 | <p>「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、<u>政令で定めるもの</u>をいう。</p> <p>(1)特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</p> | <p>個人識別符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして <u>個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの</u></p> <p>(ア)DNAを構成する塩基の配列</p> <p>(イ)顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌</p> <p>(ウ)虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様</p> <p>(エ)発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化</p> <p>(オ)歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様</p> <p>(カ)手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状</p> <p>(キ)指紋又は掌紋</p> | <p>(1)身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号のうち個人識別符号に該当するものの基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。</p> | <p>・身体の特徴については、政令で掲げられたもののうち、特定の個人を識別するに足りるものの要件を法令上明確にする必要があるところ、技術の進歩に応じて頻繁に見直しを行う可能性があることから、個人情報保護委員会規則でその基準を定めることとした。</p> |

| | 法律 | 政令 | 委員会規則 | 備考 |
|----------------|---|--|---|---|
| 個人 識別 符号 | (2)個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの | (2)旅券の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号 (3) <u>国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u> (4)上記(1)～(3)に <u>準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u> | (2)個人識別符号に加えるものは、次に掲げるものとする。 (ア)国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号 (イ)後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号 (ウ)健康保険の被保険者証等の記号、番号及び保険者番号、公務員共済組合の組合員証等の記号、番号及び保険者番号、雇用保険被保険者証の被保険者番号並びに特別永住者証明書の番号 等 | ・各種被保険者証の番号等の根拠規定は、それぞれの省令にあるため、政令で規定するにはなじまないことから、個人情報保護委員会規則で定めることとなった。 ・第5回委員会資料にある「国家資格の登録番号」については、実態として広い範囲の事業者に取り扱われていないため、個人識別符号として定める必要性に乏しいことから、規定しないこととしてはどうか。 |

| | 法律 | 政令 | 委員会規則 | 備考 |
|-----------------|--|--|--|---|
| 要配慮 個人 情報 | この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして <u>政令で定める記述等</u> が含まれる個人情報をいう。 | 要配慮個人情報に加えるものは、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等を含む個人情報とする。 (ア)身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) <u>その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。</u> (イ)本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた健康診断その他の検査の結果 (ウ)健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 (エ)本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 (オ)本人を非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。 | 要配慮個人情報と位置付けられる心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。 (ア)身体障害者福祉法における身体上の障害 (イ)知的障害者福祉法における知的障害 (ウ)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における精神障害 (エ)治療方法が確立していない疾病等による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの | ・第 10 回委員会資料にある「ゲノム情報」については、遺伝子検査を実施する者は「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に含まれ、また、その結果は政令(イ)の「健康診断その他の検査の結果」及び政令(ウ)の「診療」にも含まれ、重ねて規定する必要はないことから、政令には明記されないこととしている。 |

| | 法律 | 政令 | 委員会規則 | 備考 |
|-------------|---|----|--|----|
| 要配慮 個人情報 | <p>個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>(ア)法令に基づく場合</p> <p>(イ)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>(ウ)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>(エ)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(オ)当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者 <u>その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合</u></p> | | <p>要配慮個人情報が次に掲げる者により公開されている場合にも、当該要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができることとする。</p> <p>(ア)外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関</p> <p>(イ)外国において報道機関、著述を業として行う者、学術研究を目的とする機関、宗教団体又は政治団体に相当する者</p> | |

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| | <p>(カ) <u>その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合</u></p> | <p>要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合に加えるものは、次に掲げる場合とする。</p> <p>(ア) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合</p> <p>(イ) 委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき。</p> | | |
|--|---|--|--|--|